

## ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

事業主の意識啓発等により、仕事と育児が両立できるような様々な制度と職場環境を持つ企業（ファミリー・フレンドリー企業）の普及を促進する。

▶ 厚生労働省

表彰企業数

227企業（16年度までの累計）

→700企業

（21年度までの累計）

## ②育児休業制度等についての取組の推進

### 具体的施策

### 今後5年間の目標

### 育児休業制度の定着

育児・介護休業法について、制度の周知等を図るとともに、企業の制度として定着するよう、育児休業制度が就業規則に未整備の事業所への指導を徹底する。

▶ 厚生労働省

育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合

61.4%（14年）→100%

### 育児休業の取得促進、子育て期間中の勤務時間短縮等の措置の普及促進

育児休業取得率の目標達成に向け、職場の意識改革を進めるための啓発活動や好事例の普及を図る。また、事業主に対する指導や助成等により、子育て期間中の勤務時間短縮等の措置の導入促進を図る。

▶ 厚生労働省

### 時間外労働の制限、深夜業の免除、子の看護休暇の制度の定着

育児中の労働者が請求した場合には、時間外労働が制限（年150時間まで）される制度及び深夜の労働が免除される制度や、労働者が病気やけがをした子の看護のために休める制度の周知・徹底を図る。

▶ 厚生労働省

## ③男性の子育て参加の促進

### 具体的施策

### 今後5年間の目標

### 男性の子育て参加促進に向けた取組の推進

男性の子育て参加を促進するため、企業トップを含めた職場の意識改革、管理職や従業員への研修の実施、育児休業取得者が出た場合の雇用管理ルールの特典等の取組を推進する。また、子どもの出生時における5日程度の休暇の取得促進について、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき官公庁が率先して進めることにより、民間企業等への普及を図る。

▶ 厚生労働省

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（男性の育児休業取得実績がある企業）の割合

計画策定企業の20%以上

## ④仕事と生活の調和のとれた働き方の実現

### 具体的施策

### 今後5年間の目標

### 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（時短法）について、育児をはじめ労働者個々人の生活等に配慮した労働時間、休日、休暇の設定を促進するものと見直す。

▶ 厚生労働省